

国内スポーツカレンダー登録規定

1965年12月 2日制 定	1997年 7月24日改 定	2000年 7月 1日施 行	2014年 3月25日改正施行
1984年 7月18日第15次改定	1997年10月23日改 定	2003年12月 3日改 正	2023年 7月27日改 正
1987年 1月 1日改 定	1997年12月 1日施 行	2004年 1月 1日施 行	2023年 8月 1日施 行
1990年 1月 1日改 定	1998年 1月 1日施 行	2007年 1月 5日改正施行	2024年 3月29日改正施行
1990年10月23日改定施行	2000年 5月11日改 正	2008年 1月 1日改正施行	

第1条 総 則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）に登録のクラブおよび団体が行うすべての競技会は、J A F国内スポーツカレンダー（以下カレンダーという）に登録されていなければならない。ただし、国際の格式の競技会は、さらに、国際モータースポーツ競技規則付則G項に基づき、国際スポーツカレンダーに登録されることを必要とする。J A Fは、国内スポーツカレンダーに登録された競技会の内容を公示する。

なお、本規定はスピード競技のクロズド競技には適用しない。

第2条 登録の方法

1. J A F公認競技会を行うクラブおよび団体は、所定のカレンダー登録申請書をもって、次の登録申請締切日までに、J A F本部に提出しなければならない。

（登録申請締切日）

- 1) すべての国際選手権競技……………前年の1月15日まで
- 2) すべての国際競技……………前年の6月30日まで
- 3) J A Fが制定した選手権競技
 - (1) 全日本および地方レース選手権……………前年の9月15日まで
 - (2) 地方レース選手権……………前年の10月15日まで
 - (3) 全日本ラリー選手権……………前年の8月20日まで
 - (4) 地方ラリー選手権……………前年の9月30日まで
 - (5) 全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権…前年の7月15日まで
 - (6) 地方ジムカーナ／ダートトライアル選手権…前年の9月15日まで
 - (7) 地方サーキットトライアル選手権……………前年の10月15日まで
- 4) 前項3) 以外の国内競技以下の競技
 - (1) レース……………前年の10月15日まで
 - (2) ラリー……………前年の10月31日まで
 - (3) スピード競技……………前年の10月31日まで

2. レースのカレンダー登録は、開催場所の所有者の「同意書」を添付すること。

3. クロズド競技として登録された競技は、格式についての変更はできない。

第3条 カレンダーの調整

1. 国際競技およびJ A Fが制定した選手権競技会に限り、お互いの開催間隔は、中10日間以上あいていなければならない。
2. 申請された競技会の開催日程が競合した場合、カレンダーの調整はJ A Fが行い、表1に示された1、2、3、の順序に基づいて優先が考慮される。ただし、順序が同格の場合は、(a)、(b)、(c)による優先順により調整する。

なお、表中の①、②は優先順位を表す。

3. 特別な事情が生じた場合はJ A Fによって調整される。

表 1

順位 優先順位決定項目	第 1 位	第 2 位	第 3 位
(a) タイトル	グランプリ	J A F の制定による選手権 競技	過去 3 年以上同一タイトルまたは同一 内容で開催された競技会
(b) 格 式	国 際	国 内	準国内以下
(c) 組 織 者	J A F	①公認クラブ ②公認団体	①加盟クラブ ②加盟団体

第 4 条 登録の変更および追加

- 登録済みのカレンダーは下記の条件を満たさない限り変更できない。
- すでに登録されたカレンダー登録申請書の記載事項を変更する場合は「国内スポーツカレンダー登録変更申請書」を提出すること。
- 競技会の日程、格式、車種、開催場所（スポーツカレンダー登録時に未定で、後日確定した場合、同一地方内——別表による——の同一日のオーガナイザーの同意書が必要）の変更および新規追加登録を申請するオーガナイザーは、前後中13日以内に登録されている同一競技種目のオーガナイザーの同意書を下記の条件に従い必要とする。
——この場合の競技種目とは、レース、ラリー、舗装路面におけるスピード競技、未舗装路面におけるスピード競技とする。
 - すべてのレース競技および国内格式以上のラリー、スピード競技オーガナイザーは、
 - 全域の国内格式以上
 - 同一地方内（別表による）の準国内格式以下の同一競技種目競技オーガナイザーの同意書を必要とする。
 - 準国内格式以下（クロズドを含む）のラリー、スピード競技オーガナイザーは、同一地方内（別表による）の（クロズドを除く）同一競技種目競技オーガナイザーの同意書を必要とする。
- オーガナイザーの変更および追加
 - オーガナイザーを変更する場合は、すでに登録済みの競技会のカレンダー登録の取り消しを行った後に、新オーガナイザーによる競技会のカレンダー登録追加申請を行うこと。（第 4 条 3 項参照）
 - 共催のため、オーガナイザー数を変更する場合は、カレンダー登録変更申請を必要とするが、改めてカレンダー登録は必要としない。
- J A F が特に認めた場合は変更または追加できる。
また、国内競技規則 3 - 7 により競技会審査委員会が競技会の延期を決定した場合、延期された日程がもとの日程の13日を超えるときは新たに競合するオーガナイザーの 2 / 3 以上の同意書をもって J A F の承認を必要とする。
ただし延期された日程が13日以内の場合は前段の同意書を必要としない。

第 5 条 登録の取り消し

カレンダー決定後に競技会の開催を取り止める場合は、カレンダー取り消し申請書に所定の手数料を添えて J A F 本部に提出しなければならない。

ただし、天災地変その他不可抗力により、J A F が開催不能と認めた場合は取り消し手数料は免除される。

第 6 条 登録・変更・追加・取り消しの手数料

カレンダーにおける登録・日程・格式・車種・開催場所・競技会名称に関する変更・追加・取り消しの手数料は、自動車競技に関する申請・登録等手数料規定によるものとする。

格式の変更は、申請書記載中の上位の格式で取り扱う。

ただし、第 4 条 5 項に該当する場合は手数料は必要としない。

第 7 条 本規定の施行

本規定は、2024年 4 月 1 日より施行する。

別表 行政区画上における地域別

1. ラリー・スピード競技：

北海道地方－北海道全域

東北地方－青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県

関東地方－新潟県、長野県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

中部地方－富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿地方－滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国地方－鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国地方－徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州地方－福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2. レース（2024年1月1日現在）：

十勝インターナショナルスピードウェイ（TIS）：北海道地方

スポーツランドSUGO（SG）：東北地方

エビスサーキット（EB）：東北地方

モビリティリゾートもてぎ（MO）：関東地方

筑波サーキット（T）：関東地方

袖ヶ浦フォレスト・レースウェイ（SO）：関東地方

富士スピードウェイ（F）：中部地方

スパ西浦モーターパーク（SN）：中部地方

鈴鹿サーキット（S）：近畿地方

セントラルサーキット（CE）：近畿地方

岡山国際サーキット（O）：中国地方

阿讃サーキット（AS）：四国地方

オートポリス（AP）：九州地方